

議 案 第 22 号

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

市長及び副市長の退職手当の額の特例を定めるため、本条例を制定するものである。

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例（平成5年摂津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

摂津市特別職の職員の退職手当に関する条例

附則中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

（令和8年4月1日から令和10年10月24日までの間における市長及び副市長の退職手当の額の特例）

- 4 令和8年4月1日から令和10年10月24日までの間に退職等をした市長及び副市長に対する第3条第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の40」とあり、及び同項第2号中「100分の25」とあるのは、「100分の20」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）
- 2 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7年摂津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「特別職の職員の退職手当に関する条例」を「摂津市特別職の職員の退職手当に関する条例」に改める。